相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市生野区林寺一丁目一四六番地一、最後の住所大阪市生野区林寺一丁目六番一八号　被相続人　亡　大久保　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三

相続財産管理人　弁護士　三本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市西之内町三九番地、最後の住所大阪府岸和田市西之内町四四番四六号　被相続人　亡　田中　博明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

大阪市北区西天満四丁目一番二〇号ＬＥＥＰＬＡＺＡ二〇二号室

相続財産管理人　末井　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市沖美町二吉四五二番地二、最後の住所広島県江田島市沖美町二吉四五六番地　被相続人　亡　沖　數博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

事務所広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一　相続財産管理人　室　伸征

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字上宗方五一〇番地一九、最後の住所大分県大分市大字上宗方五一〇番地の一九　被相続人　亡　狗飼　健次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

大分市東野台二丁目二番地の一一一　相続財産管理人　西海　貴憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎郡佐土原町大字下田島六九九三番地イ、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　輿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月三日

宮崎県宮崎市佐土原町下那珂一一九〇〇番地一三〇　相続財産管理人　中田　和彦

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第一号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社セブン・ワイズ　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目一〇番二五号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第一項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十五年四月三日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目一〇番二五号　株式会社セブン・ワイズ　代表取締役　髙見　祐次

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 25 年４月３日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社クロスワード　②東京都知事(1)92989　③代表取締役　加藤宏樹　④東京都新宿区下宮比町２番28号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号　渋谷マークシティW19階　株式会社クロスワード　代表取締役　知久和彦

①有限会社博愛建設　②神奈川県知事(1)27870　③取締役　越川博　④神奈川県海老名市中央１丁目15番５号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県海老名市中央１丁目15番５号　有限会社博愛建設　取締役　越川博

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 25 年４月３日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平25不保１		安信プランニング株式会社	北海道知事石狩(3)6610	北海道札幌市清田区美しが丘２条10－２－12	1000万円
平25不保２		エヌ・イー企画有限会社	北海道知事石狩(2)7175	北海道札幌市白石区本郷通６丁目南４－１	〃
平25不保３		株式会社システトランス	北海道知事石狩(1)7700	北海道札幌市中央区大通東２－６	〃
平25不保４		夢．エージェントＮＡＮＤＡＩ	宮城県知事(2)5219	宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字上谷地244－２	〃
平25不保５		株式会社大成産業	茨城県知事(1)6865	茨城県つくば市春日３－24－13	〃
平25不保６		株式会社はなみずき那須	栃木県知事(1)4813	栃木県大田原市戸野内34－11	〃
平25不保７		株式会社房総の大地	千葉県知事(2)15134	代表取締役　藤澤博子 代表取締役　中村淑美	〃
平25不保８		株式会社ＫＷＮＳ企画	千葉県知事(1)16412	代表取締役　佐藤壽樹	〃